

【改正の概要】

輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物の輸出のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする高分子材料(複合材料を含み、貨物等省令第3条第7号に規定するものを除く。)の製造工程に用いられるものについて、特別一般包括許可を適用可能とする。

【改正後の手続きの流れや確認事項を知りたい方へ】

□ [新制度利用のために確認・実施すべき事項](#)

【特別一般包括許可を使用する輸出者の方へ】

□ [特別一般包括許可に係る届出書\(様式第14の2\)](#) ※別紙含む

□ [特別一般包括輸出・役務\(使用に係るプログラム\)取引許可に係る実績報告書\(様式第18の2\)](#)

□ 上記届出書及び実績報告書の提出先

＜メールアドレス＞ bzl-amposhinsa-team4@meti.go.jp

＜宛先＞ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課4班

【改正内容に疑問点や不明点がある方へ】

□ [改正に係るQ&A](#)

＜参考＞

【改正内容等をもっと知りたい方へ】

□ 包括許可取扱要領 ([新旧対照表](#) / [改正後](#))

□ [輸出令別表第1の4の項\(8\)に掲げる貨物の輸出のうち、「へ地域\(ち地域を除く。\)」を仕向地とする高分子材料の製造工程に用いられる場合の申請手続きの新旧対比](#)